

最高裁秘書第1348号

令和3年5月12日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

4月9日付で最高裁判所が下記の司法行政文書を開示したことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

司法修習生に関する規則19条1項に基づく報告の取扱いが書いてある文書（最新版）

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）8588（直通）

最高裁秘書第1465号

令和3年5月19日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

司法修習生に関する規則19条1項に基づく報告の取扱いが書いてある文書（
最新版）

2 苦情の申出がされた日

令和3年4月14日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和3年度（最情）謝問第11号

(2) 謝問日

令和3年5月12日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第1466号

令和3年5月19日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和3年度（最情） 諮問第11号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和3年5月12日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした開示の判断に対し、司法修習生に関する規則19条1項に基づき、司法研修所長が最高裁判所に提出した報告書の取扱いが書いてある文書が別に存在する旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

司法修習生に関する規則19条1項に基づく報告の取扱いが書いてある文書（最新版）

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、4月9日付けで開示に代わる情報の提供の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 1の開示の申出に該当する文書は、本件対象文書以外に作成又は取得していない。

なお、司法修習生に関する規則第19条第1項に基づき司法研修所長から提出された報告書を最高裁判所で処理するに当たって、その他の司法行政文書と異なる取扱いをする必要はないことから、苦情申出人が主張する文書を作成する必要はない。

(2) よって、原判断は相当である。